

調査内容

I	調査地	東京都町田市 人口 425,299人 面積 71.64km ² (H24.4.1現在)
	調査月日	平成24年10月18日(木)
	調査事件	議会改革等について
	概要	<p>(1) これまでの議会改革の取り組みについて</p> <p>① 平成10年11月定例会から、傍聴者受付簿を廃止。傍聴者に配慮し、「手話通訳の導入」、「傍聴者への資料提供」を行っている。</p> <p>② 平成14年9月には「請願者の提出押印廃止」を可決。「公務欠席理由を具体的に明記し、育児も追加」、「常任委員会による市民団体との懇談会」の活発化、「インターネット中継」を実施。</p> <p>③ 平成22年12月の議会運営委員会で個人の表決結果を公表することを決定。</p> <p>④ 平成23年3月定例会から中・高校生にわかりやすい予算書を作成。</p> <p>⑤ 平成23年11月からは、「議員間討議の請願審査を通じての試行」、今年8月から「本会議場、委員会室へのパソコン持ち込み試行」をはじめめている。</p> <p>(2) 請願者の意見陳述について</p> <p>① 請願者は2名出席できるが、意見陳述は5分以内として、委員は請願者に質疑できるが、請願者からはできない。また、意見陳述の回数は再度同じ請願者の意見陳述は行わない。</p> <p>② 請願者への費用弁償として、1,000円支給している。</p> <p>(3) 議会情報の提供の促進について</p> <p>① 平成13年6月から資料(議案など会議の資料、本会議4セット、委員会2セット)を傍聴席に設置し、審議・審査にあわせて閲覧できるようにした。</p> <p>② 平成22年9月から、コミュニティーバスで議会の傍聴やPRを行っている。町内会(自治会)に「町田市議会を見に行こう」を配布し、傍聴を呼びかけている。</p> <p>③ 平成23年10月からホームページに「議会のカルテを掲載」し、委員会の質疑応答や討論内容、表決結果など分かるようにしている。</p> <p>④ 議会報告会の代わりに各常任委員会による市民団体との懇談会を開催(福祉団体など特定の団体、平成22年度7団体、平成23年度6団体、今年度7団体行っている)している。</p> <p>(4) 町田市議会災害対策委員会設置規約について</p> <p>① 市議会は災害時において、市が実施する災害応急対策に協力すると</p>

<p>概 要</p>	<p>ともに、市民の生命、財産の保全に努めるため、昭和 46 年 12 月に災害対策委員会の設置規約を決めた。</p> <p>申し合わせ事項においても大規模災害時の対応の仕方、内規において議会の役割、議員の役割りを明記している。</p> <p>② 各会派から 1 名で構成。任期は 2 年。</p> <p>③ 議員が個々に災害対策本部に対して、処理要請は行わない。委員会を通じて市に対する要望をまとめて議長が伝える。</p> <p>④ 議会事務局の役割を今後検討する。</p>
<p>委員会のまとめ</p>	<p>(1) 市民に分かりやすく開かれた議会を目指し、議会改革特別委員会を設置し具体的に「傍聴者受付簿を廃止」、「インターネット中継」、「傍聴者への情報の提供」、町内会(自治会)に対して、「町田市議会を見に行こう」PRを行う等、長年にわたり取り組んでいる。岩沼市議会としても、研究する必要がある。</p> <p>(2) 市民団体との懇談の活発化や重要な計画の議会への報告制度の実現は、見習うことが必要である。</p> <p>(3) 市議会災害対策委員会の設置について、万が一の場合の対応を考える上で必要であり、岩沼市議会でも検討すべきである。</p>

<p>II</p>	<p>調査地</p> <p>東京都多摩市 人口 144,058 人 面積 21.08 km² (H24.4.1 現在)</p>
<p>調査月日</p>	<p>平成 24 年 10 月 19 日 (金)</p>
<p>調査事件</p>	<p>議会基本条例の運用について</p>
<p>概 要</p>	<p>(1) 決算に当たっての事業評価(第 9 条関係)について</p> <p>① 決算と予算を連動させていく取り組みとして、議会による行政評価を議会基本条例で明文化している。</p> <p>② 評価するための統一した事業カルテを用い、評価すべき事業を議会においてリストアップし、予算時には 500 事業のうち 4 常任委員会が各 2 事業を選定し、決算時には事業評価を 7 会派の意見を把握し、分科会でまとめ、予算決算特別委員会で質疑を行い、評価を一本化した上で翌年度予算に反映させている。</p> <p>市長とは、「議会で一致した見解なら尊重」との公文書を交わしている。審査事項はすべてカルテに残り、市議会、執行部と事業執行を分かりやすい指針にしている。</p> <p>(2) 一般質問と代表質問(第 12 条第 1 項関係)について</p> <p>① 代表質問は、市長への施政方針に対して会派(3 人以上)を代表して質問を行っている。(1 会派質問のみで 30 分+会派人数+5 分) 代表質問をした議員は一般質問(1 人 30 分で回数制限なし)もできる。</p> <p>② 閉会中でも執行機関に質問できる文書質問制度を設けている。</p>

<p>概 要</p>	<p>③ 平成 24 年 9 月定例会では、議長を除く 25 名の議員が質問を行っている。</p> <p>④ 一般質問に関して、提案しつ放しになっているのが現実である。</p> <p>(3) 反問権の運用(第 12 条第 2 項関係)について</p> <p>① 一般質問時のみ、市長等及び市長から委任を受けたものは、議長の許可を得て議員に対して反問できる規定がある。</p> <p>② 議員は、答えなくてもいいように義務を課していない。これまで、市長は 2 度行使している。</p> <p>③ 質問の意味を確認するという趣旨の「反問」で議論の充実にある。</p> <p>(4) 議員間討議の運用(第 13 条第 2 項関係)について</p> <p>① 議員間の公平で自由な議論を尽くすことは、委員会活動が中心になり、定例会の間に常任委員会がある。</p> <p>② 非公式な委員会と勉強会があり、議員間討議を通じて合意形成を図っている。</p>
<p>委員会の ま と め</p>	<p>(1) 多摩市議会では、市民の協力を得ながら、憲法と地方自治法のもとで二元代表制による自治を推進し、議会改革を進めるため、市議会の最高規範である多摩市議会基本条例を制定した。また、出前講座を開催するなど「市民が参画できる議会」を目指していることは、学ぶ必要がある。</p> <p>(2) 反問権があることによって、議会と執行部に緊張感を持たせることは必要である。</p> <p>(3) 議会が予算決算審査のあり方について、事業評価まで行かなくとも、今後の財政運営に費用対効果を重視する取り組みを検討する必要がある。</p> <p>(4) 本市議会と同時期に議会基本条例を施行しているが、当市議会においても市民に開かれた分かりやすい議会を目指すべきと考える。</p>